

各位

全4ページ
登録速報(2025-004)
2024年11月13日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2024年11月13日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24569号

名称：アカツキフロアブル

2. 変更の内容

農薬登録申請書第6項「農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」中、以下を変更し、別紙【変更後】のとおりとする。

- ・作物名「移植水稻」の適用雑草名を「一年生雑草、多年生広葉雑草、アミドロ・藻類による表層はく離」に変更する。
- ・作物名「移植水稻」の使用法「原液湛水散布」を「原液湛水散布、水口施用又は無人航空機による滴下」に変更する。
- ・作物名「直播水稻」の使用法「原液湛水散布」を「原液湛水散布又は無人航空機による滴下」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

- (1) 農薬登録申請書第7項「農薬の使用上の注意事項(8に掲げる事項を除く。)」中、以下の2)、7)、8)を追加し、以降を繰り下げ、3)、6)、10)、11)、12)、13)を変更、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

2) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。

7) 水口施用の場合は、あらかじめ1～2cm程度水深を確保した状態で、入水時に本剤を水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させ、処理後田面水が通常の湛水状態(水深3～5cm)に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。処理後少なくとも3～4日間は通常の湛水状態(水深3～5cm)を保ち、処理後7日間は落水、かけ流しはしないこと。

8) 水口に対して向かい風が吹いている場合は、本剤の拡散が不十分になるおそれがあるため水口施用をさけること。

【変更後】

- 3) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3葉期までに、時期を失しないように使用すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に使用すること。ホタルイ、ヘラオモダカは3葉期まで、ウリカワは2葉期まで、オモダカは矢尻葉1葉期まで、ミズガヤツリ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは草丈10cmま

で、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の使用適期である。

- 6) 水口施用以外の使用方法の場合は、水の出入りを止めて湛水状態（水深3～5cm）のまま水田全面にゆきわたるように処理すること。処理後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、処理後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 10) 直播水稻に使用する場合、以下の点に注意すること。
 - ① 稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
 - ② 除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、水持ちの安定した後に使用すること。
- 11) 梅雨時期等、使用後に多量の降雨が予想される場合は、除草効果が低下するおそれがあるので使用をさけること。
- 12) 無人航空機で滴下する際は以下に注意すること。
 - ① 滴下は使用機種の使用基準に従って実施すること。
 - ② 滴下に当っては散布装置のノズルを取り外すこと。
 - ③ 作業中、薬液の漏れのないように機体の配管その他装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 機体の配管その他散布装置への薬液の固着を防止するため、薬液をタンクに投入後は、速やかに滴下を始めること。
 - ⑤ 隣接するほ場に水稻以外の作物が栽培されている場合は、他の植物に影響を与えないように風の影響等を十分考慮して滴下すること。
 - ⑥ 水源池、飲料用水などに飛散、流入しないように十分注意すること。
 - ⑦ 薬剤滴下に使用した装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ⑧ 本剤の滴下に使用した無人航空機の散布装置は、水稻以外の作物への薬剤散布に使用しないこと。
- 13) 使用した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。

- (2) 農薬登録申請書第9項「生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨」中、以下の2)を追加し、以降を繰り下げ、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

- 2) 無人航空機による滴下で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

別紙

6. 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限
【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	フェキサスルホンを含む農薬の総使用回数	フェンキトリオンを含む農薬の総使用回数	メゾスルホンを含む農薬の総使用回数
移植 水稲	一年生雑草 多年生広葉雑草 アオミドロ・藻類による表層はく離	移植後3日～ ノビエ3葉期 但し、移植後 30日まで	500mL/10a	1回	原液湛水散布、水口施用 又は無人航空機による滴下			
直播 水稲	一年生雑草 マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヒルムシロ セリ	稲1葉期～ ノビエ3葉期 但し、 収穫90日前 まで	500mL/10a	1回	原液湛水散布 又は無人航空機による滴下	2回以内	2回以内	2回以内

7. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）
【変更後】

- 1) 本剤の使用に当っては、使用前に容器をよく振ること。
- 2) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- 3) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3葉期までに、時期を失しないように使用すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に使用すること。ホタルイ、ヘラオモダカは3葉期まで、ウリカワは2葉期まで、オモダカは矢尻葉1葉期まで、ミズガヤツリ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは草丈10cmまで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の使用適期である。
- 4) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- 5) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 6) 水口施用以外の使用方法の場合は、水の出入りを止めて湛水状態（水深3～5cm）のまま水田全面にゆきわたるように処理すること。処理後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、処理後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 7) 水口施用の場合は、あらかじめ1～2cm程度水深を確保した状態で、入水時に本剤を水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させ、処理後田面水が通常の湛水状態（水深3～5cm）に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。処理後少なくとも3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、処理後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- 8) 水口に対して向かい風が吹いている場合は、本剤の拡散が不十分になるおそれがあるため水口施用をさけること。
- 9) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。

- ①異常高温の時、あるいは散布後数日以内に梅雨明けになるなど異常高温が予想される時
 - ②活着遅延を生じるような異常低温の時
 - ③砂質土壌の水田および漏水田（減水深が2cm/日以上）
 - ④軟弱苗を移植した水田
 - ⑤極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
 - ⑥植穴の戻りの悪い水田
- 10) 直播水稻に使用する場合、以下の点に注意すること。
- ①稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
 - ②除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、水持ちの安定した後に**使用**すること。
- 11) 梅雨時期等、**使用**後に多量の降雨が予想される場合は、除草効果が低下するおそれがあるので使用をさけること。
- 12) 無人航空機で**滴下**する際は以下に注意すること。
- ①**滴下**は使用機種の使用基準に従って実施すること。
 - ②**滴下に当っては散布装置のノズルを取り外すこと。**
 - ③作業中、薬液の漏れのないように**機体の配管その他装置**の十分な点検を行うこと。
 - ④**機体の配管その他散布装置への薬液の固着を防止するため、薬液をタンクに投入後は、速やかに滴下を始めること。**
 - ⑤**隣接するほ場に水稻以外の作物が栽培されている場合は、他の植物に影響を与えないように風の影響等を十分考慮して滴下すること。**
 - ⑥水源池、飲料用水などに飛散、流入しないように十分注意すること。
 - ⑦**薬剤滴下**に使用した装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ⑧**本剤の滴下**に使用した無人航空機の散布装置は、水稻以外の作物への薬剤散布に使用しないこと。
- 13) **使用**した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 14) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。
- 15) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 16) いぐさの栽培予定水田では本剤を使用しないこと。
- 17) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9. 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

【変更後】

- 1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 2) 無人航空機による滴下で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- 3) 散布後は水管理に注意すること。
- 4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上